

阿南工業高等専門学校授業料免除選考基準及び入学料徴収猶予選考基準に関する細則
(平成15年3月10日)
(細則第1号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校入学料並びに授業料等免除及び徴収猶予規則(以下「規則」という。)第9条の規定に基づく授業料免除の対象者(以下「免除対象者」という。)及び規則第24条の規定に基づく入学料徴収猶予の対象者(以下「徴収猶予対象者」という。)の選考に当たっては、この細則の定めるところによる。

第2章 授業料免除選考基準

(家計基準)

第2条 免除対象者は、「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領」(平成28年3月7日付け理事長裁定)(以下「授業料等取扱要領」)に定める「総所得金額の算定方法」により算定した学生の属する世帯の1年間の総所得金額が、授業料等取扱要領に定める収入基準額を超えない世帯の者であることとする。

2 長期療養者がいる世帯及び身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が収入基準額を超える場合であってもその超える額が収入基準額の10%以内であれば、免除の対象とすることができるものとする。

3 免除対象者本人が受けている奨学金のうち、貸与され返還を要するものについては総所得金額に加算しないものとする。

4 前3項に定めるもの以外の取扱いについては、日本学生支援機構の取扱いに準ずる。

(学力基準)

第3条 免除対象者の学力の基準は、「授業料等取扱要領」第4条に定めるところによる。

(人物基準)

第4条 免除対象者の人物の基準は、誠実にして向学心強く、学習態度及び日常の行動が、本校学生としてふさわしい者であることとする。

2 免除申請の提出期限から起算して過去1年間に、学則第49条の規定に基づく停学の懲戒処分を受けた者は、原則として選考の対象としないものとする。

(選考)

第5条 免除対象者の選考は、家計基準、学力基準及び人物基準を充たす者について総合的に判断して行う。

(免除の額)

第6条 規則第12条に規定する授業料免除の額については、授業料等取扱要領に定める「全額免除に係る収入基準額」を超えない者は授業料の全額を、「半額免除に係る収入基準額」を超えない者は授業料の半額をそれぞれ免除することができる。

(超過免除)

第7条 超過免除申請を行う必要がある場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の定めるところにより順位を付し、授業料免除実施可能額を超えた者について行うものとする。

第3章 入学料徴収猶予選考基準

(家計基準)

第8条 徴収猶予対象者は、授業料等取扱要領に定める「総所得金額の算定方法」により算定した学生の属する世帯の1年間の総所得金額が、授業料等取扱要領に定める収入基準額を超えない世帯の者であることとする。

2 前項に定めるもののほか、徴収猶予対象者の家計の基準については、第2条第2項から第4項までの規定を準用する。

(学力基準)

第9条 徴収猶予対象者の学力の基準は、次の各号に定めるところによる。

本科生

(1) 第1学年に入学しようとする者にあつては、学力検査による入学者については、入学試験の成績の席次が10分の5以上であることとし、推薦による入学者については、学力の基準を充たしていることとする。

(2) 編入学しようとする者にあつては、調査書に記載の平均値が5段階評価で3.5以上であることとする。

専攻科生

(3) 学力検査による入学者については、入学試験の成績の席次が10分の5以上であることとし、推薦による入学者及び社会人特別選抜による入学者については、学力の基準を充たしていることとする。

2 前項に定めるもののほか、徴収猶予対象者の学力の基準については、第3条第2項の規定を準用する。

(選考)

第10条 徴収猶予対象者の選考は、家計基準及び学力基準を充たす者について総合的に判断して行う。

附 則

1 この細則は、平成15年3月10日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校授業料免除選考基準に関する規程（平成7年3月20日規程第11号）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年12月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年6月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年2月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年3月5日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年3月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。